

## 公 示 書

気象衛星センター第一庁舎内及び第二庁舎内（東京都清瀬市中清戸 3-235）において、自動販売機（清涼飲料）の設置営業を希望する業者の公募を次のとおり公示する。

令和3年12月15日  
気象衛星センター所長

### 1. 公告に付する事項

- (1) 件 名 気象衛星センター第一庁舎内及び第二庁舎内における自動販売機の設置営業
- (2) 募集者数 自動販売機の設置営業 1名

### 2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (5) 「4. 公募説明会」に参加したものであること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団体に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3. 応募申込

公募に参加希望する者は、「4. 公募説明会」の前日（令和4年1月11日（火））17：00までに、次の申込先に来所、又は電話で申込を行うこと。  
なお、公募の要領等資料については、下記の公募説明会において配布する。

(申込先)

東京都清瀬市中清戸 3-235

気象衛星センター総務部総務課（第一庁舎3階 担当 有馬）

電話 042 (493) 1111

### 4. 公募説明会

開催日時：令和4年1月12日（水）14：00

開催場所：東京都清瀬市中清戸 3-235

気象衛星センター 研修室（第一庁舎1階）

説明事項：業務の概要等に関する事項

### 5. 誓約書・提出書類等の提出期限

公募説明会終了後～令和4年1月26日（水）17：00

（受付時間 平日 9：30～17：00）

### 6. 企画提案書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格を有しない者の企画提案書は無効とする。

以上、公告する。